

国ごとに適用開始時期が異なる

例)

- 取引規模の大きい金融機関は、本邦や米国では、本年9/1に適用開始されたが、EUでは、来年1月頃に適用開始される可能性。
- それ以外の金融機関は、来年3/1に適用開始の予定。但し、当該金融機関の具体的な定義は各国により異なる(後述)。

国ごとに適用条件が異なる

例)

- 適用対象となる金融機関は、本邦の場合、第一種金融取引業者、一定の登録金融機関のうち店頭デリバティブ取引の想定元本が3千億円以上。
  - 米国の場合、スワップディーラー等として登録された金融機関(登録条件は取引規模が一定以上等)。
  - EUの場合、全ての金融機関。

国ごとに要対応事項が異なる

例)

- 変動証拠金の授受のタイミングは、本邦では、預託の要求後「遅滞なく」。
  - 米国では「取引執行の翌日まで」。